

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

愛媛県

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

(1) 愛媛県における農業用ため池の概要

ア 現状と基本的な考え方

【地勢・農業状況】

本県は、瀬戸内式気候に属し、年平均気温が16℃前後と温暖で、年降水量は瀬戸内海に面する東・中予地域と豊後水道に面する南予地域とで異なるが、それぞれ1,300mm、1,600mm程度と小雨である。

地形は、南には石鎚山をはじめとする四国山脈が連なり、全体として山林が多く、県土の7割を占めている。

また、海岸線が1,700kmと全国5位になっているほか、200を超える島があり、山と海の自然に恵まれている。

農業については、東・中予地域の海岸沿い平野と、南予地域の盆地に平坦地が広がっており、水稻や裸麦の栽培が盛んである。

また、傾斜地や島しょ部では、温暖小雨の気候を活かした柑橘栽培が盛んで、樹園地が19,400haと県の耕地面積の4割を占め、全国1、2位の柑橘生産量となっている。特に南予地域では柑橘農業が基幹産業となっている。

【社会的条件】

本県の農業就業人口は、平成22年の52,767人から平成27年の41,104人と22.1%減少しており、農業従事者の減少が顕著である。このうち65歳以上が占める割合は平成22年の64.3%から平成27年の67.9%と3.6%上昇しており、高齢化が進行している。

【ため池の状況及び整備方針】

本県は、温暖小雨な瀬戸内式気候に属しており、また、降った雨の多くが他県に流れるという地形条件であるため、安定した水源に乏しく、3,147か所もの農業用ため池が造られ、地域の主要な農業用水源として利用されてきた。しかし、その多くは築造後100年以上を経過し、漏水や堤体の浸食が見られるなど老朽化が顕著となっている。

本県の農業用ため池は3,147か所あり、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」は1,755か所、堤体敷地所有者が行政機関以外である「特定農業用ため池」は1,029か所にのぼっている。

また、老朽化対策工事の必要が生じている要改修ため池を令和元年に297か所選定し、令和20年までの20年間に計画的に改修を進めることとしている。

イ 所有者及び管理者の状況

別表1のとおり

(2) 愛媛県における防災工事等の実施状況等

別表1のとおり

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の有効期間内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、令和3年3月現在で劣化状況評価が完了していない防災重点農業用ため池711か所について、法の有効期間内を前半5年（以下「前期」という。）及び後半5年（以下「後期」という。）に区分し、決壊による影響度等を踏まえ、計画的に劣化状況評価を実施する。

ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 360か所

イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 351か所

(2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、経過観察を行う。

経過観察を行う防災重点農業用ため池及び経過観察を行う者：未定

経過観察について、令和3年3月現在で劣化状況評価が完了しているため池（1,044か所）については不要と判断している。なお、今後定期点検等で変状等が見られた際には、改修済みため池であっても経過観察を実施する。

(3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め、県及び市町内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：1回/年

イ 定期点検を行う者：ため池管理者

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。

ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 75か所

イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 75か所

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

基本指針第3の2(1)③に規定する都道府県知事が特に必要と認めるものは、決壊した場合の影響が大きい（堤高10m以上、貯水量10万m³以上等）ものとする。

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に防災工事を実施する。

ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 121 か所

イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 75 か所

(2) 廃止工事の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に廃止工事を実施する。

ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 42 か所

イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 0 か所

(3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

ア 文化財保護担当部局との調整

県又は市町は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 125 条の規定に基づき史跡・名勝等に指定されている農業用ため池、重要文化的景観の構成要素となっている農業用ため池及び史跡名勝天然記念物等の指定地内に存する農業用ため池について、法第 4 条第 1 項の規定に基づき防災重点農業用ため池に指定し、法第 5 条第 1 項に規定する推進計画に位置付ける場合にあっては、県又は市町の文化財保護担当部局に指定内容等を連絡するとともに、防災工事の実施に当たり、具体的な工事内容（地形の改変等の有無）を検討する段階から、時間的余裕をもって文化財保護法に基づく手続に係る準備を行う。

イ 環境担当部局との調整

県又は市町は、絶滅危惧種などが生息・生育する防災重点農業用ため池について防災工事を実施する場合、土地改良事業設計指針「ため池整備」等を参考に環境との調和への配慮を適切に行う。なお、防災重点農業用ため池を廃止するに当たっては、生息・生育の場が喪失するおそれがあることを踏まえ、県又は市町の環境担当部局と相談の上、絶滅危惧種の移動等の必要な措置を講ずる。

ウ 上水道担当部局との調整

県又は市町は、上水道の貯水池として共同利用されている防災重点農業用ため池について防災工事を実施する場合、具体的な工事内容が明らかになった段階で、県又は市町の上水道担当部局と費用分担に係る協議・調整を行う。なお、費用分担は分離費用身替り妥当支出法を基準とする。

エ その他

県又は市町は、堤防等が道路・公園等として利用されている防災重点農業用ため池について防災工事を実施する場合、具体的な工事内容を検討する段階から、時間的余裕をもって県又は市町の当該施設機能を所管する部局と協議・調整を行うこと。

5 防災工事等の実施に当たっての市町との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価

県

イ 地震・豪雨耐性評価

県

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

(ア) 受益面積 5 h a 以上の防災重点農業用ため池については県

(イ) 受益面積 5 h a 未満の防災重点農業用ため池については市町

(ウ) 受益面積合計 10 h a 以上で複数実施する防災重点農業用ため池は県

エ 廃止工事

市町

(2) 技術指導等の内容

ため池保全サポートセンターを愛媛県土地改良事業団体連合会内に設置し、点検、パトロール、相談、巡回指導等を行う。

(3) 情報共有及び連携の方法

県、市町、土地改良事業団体連合会等の関係者間で防災工事等に係る情報共有を図り、連携して防災工事等を推進するため、愛媛県農村地域防災減災対策推進協議会を設置する。

構成員は、県農地整備課長、各市町担当課長、土地改良事業団体連合会事業部長とする。

会長は、県農地整備課長が務める。

事務局は、県農地整備課が担う。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

(1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、可能な限り速やかに防災工事を実施し、所要の安全性を確保する必要があるものの、対象となる防災重点農業用ため池の箇所数が多い等の理由により防災工事の完了までに一定の期間を要する場合は想定される。

このような場合、県又は市町は、防災工事が完了するまでの当面の間、必要に応じて応急的な防災工事の実施（低水管理のための洪水吐きスリット設置、漏水を拡大させないための施設設置、損傷箇所の補修等）及び管理・監視体制の強化を図る。地震又は豪雨により、防災重点農業用ため池の決壊のおそれが生じた場合、県又は市町は、貯水位の強制低下、崩落箇所の拡大防止、洪水吐きの堆積土砂除去等の決壊の防止、ハザードマップ等を活用した浸水区域内住民の避難等について、安全性の確保に注意しつつ、管理者と連携し的確に実施する。

(2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

防災重点農業用ため池の管理・監視体制を強化するため、ICTを含む先進技術を導入し、遠隔監視が可能となるよう水位計や監視カメラの設置等を検討する。

防災工事等の推進に関する基本的な方針 愛媛県

令和3年3月末時点

1 農業用ため池の概要								
(1)所有者別の箇所数及び割合								
区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(40%)	(4%)	(3%)	(46%)	(1%)	(5%)	(100%)	
箇所数	1274	137	102	1433	32	169	3147	
(2)管理者別の箇所数及び割合								
区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(3%)	(20%)	(15%)	(62%)	(0%)	(0%)	(100%)	
箇所数	90	617	474	1963	3	0	3147	
※国:行政財産として所有するものに限る。 ※地方公共団体:法定外公共物であって市町村への所有権移転登記が未了のものを含む。								
2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況等								
区分	内容						箇所数	備考
ア	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事は不要であると判断されたもの						234	
イ	劣化状況評価等を実施し、両方又はいずれか一方の評価結果から防災工事が必要であると判断されたもの						118	
	①	防災工事(廃止工事を除く)が完了したもの					20	
	②	防災工事(廃止工事を除く)が未了のもの(継続中のものを含む)					53	
	③	廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)					3	
ウ	劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了						692	
	①	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの					329	
	②	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの					95	
	③	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの					198	
エ	地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了						0	
	①	地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの					0	
	②	地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの					0	
オ	劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価がいずれも未了						711	
	①	地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当しないもの					536	
カ	現に農業用水の貯水池として利用なし						0	
	①	今後廃止工事を行うもの					0	
	②	廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)					0	
合計							1755	